

特許の判例紹介

平成 31 年（ネ）第 10005 号

－ 補正で追加された構成要件についての均等侵害の成否に関する控訴審 －

2020年2月3日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

第 1. 事件の概要

平成 31 年（ネ）第 10005 号（原審：東京地裁 平成 29 年（ワ）第 18184 号）

特許権侵害行為差止請求控訴事件

<結論> 控訴棄却

名称を「骨切術用開大器」とする特許第 4736091 号について、文言侵害が否定される一方で、補正で追加した構成に関し、一部のみが本質的部分と認定されて均等の第 1 要件を満たすとされ、また意識的除外にも当たらないとして均等の第 5 要件も満たすと認定されて均等侵害が認容された原審判断に対して、本控訴審では、本件発明の技術的意義に照らした文言解釈により文言侵害が認められた事例。

第 2. 本件特許発明

本件特許の請求項 1 は以下のとおり。

【請求項 1】 ※下線部が審査過程で補正された箇所

- A 変形性膝関節症患者の変形した大腿骨または脛骨に形成された切込みに挿入され、該切込みを拡大して移植物を挿入可能なスペースを形成する骨切術用開大器であって、
- B 先端に配置されたヒンジ部により相対的に揺動可能に連結された 2 対の揺動部材と、
- C これら 2 対の揺動部材をそれぞれヒンジ部の軸線回りに開閉させる 2 つの開閉機構とを備え、
- D 前記 2 対の揺動部材が、前記ヒンジ部の軸線方向に着脱可能に組み合わせられており、
- E 前記 2 対の揺動部材の一方に、他方の揺動部材と組み合わせられたときに、該他方の揺動部材に係合する係合部が設けられている骨切術用開大器。

■ この資料には続きがあります。詳細は当所までお問い合わせください。

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

副所長 弁理士 黒田 敏朗 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【弊所のウェブサイト・facebook】

弊所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時情報発信しております。
是非ご参照下さい。

<弊所総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>

<弊所法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。